

# 静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱

制定 平成17年1月7日

改正 令和3年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（平成17年静岡県規則第1号。以下「規則」という。）に基づき実施する教育奨学金の貸与について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「校長」とは、予約採用希望者にあつては、在学する中学校の校長をいい、在学採用希望者（緊急採用希望者を含む。）又は継続して教育資金を受けようとする者（以下「継続採用希望者」という。）にあつては、在学する高等学校等の校長をいう。

## 第2章 教育資金の貸与

### (申請の手続)

第3条 教育資金の貸与を受けようとする者（規則第8条第1項の規定により内定を受けた者を含む。以下「教育資金貸与申請者」という。）は、規則第6条又は第7条の規定による書類のほかこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。

2 校長は、提出された書類を確認し、様式第1号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。

3 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、校長の確認を得て、高校教育課に直接提出する。

### (必要書類)

第4条 規則第6条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則第3条第1項第1号に規定する者の住民票

(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書

(3) 規則第3条第1項第3号に規定する収入に関する事実を確認できる書類

ア 勤労収入の場合、前年の源泉徴収票の写し

イ 事業収入の場合、前年の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

ウ 年金及び恩給受給者の場合、直近の支給通知書等の写し

エ 生活保護受給者の場合、保護決定通知書の写し

オ 就職又は転職した場合、直近の給与明細書の写し又は様式第2号による給与証明書若しくは様式第3号による収入申告書

カ 失業者の場合、雇用保険受給証明書の写し

キ 退職者又は退職予定がある場合、退職（予定）証明書等の写し

ク その他該当することを証する書類

(4) 規則第6条第1号に定める家計等調書（規則様式第2号）中2の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容又は金額が確認できる書類の写し。また、同項目中ウ、エ及びオのいずれかに該当する場合は、併せて様式第4号による経費内訳調書を提出する。

2 教育資金貸与申請者は、様式第5号により口座振込依頼書（委任状）を提出する。

（貸与要件の確認）

第5条 校長は、教育資金貸与申請者の貸与要件について次の各項の規定により適正に確認するものとする。

2 規則第3条第1項第3号にあっては、次の方法により確認する。

(1) 所得金額 主たる家計支持者の全収入額（年収）から必要経費（勤労収入については、別表1の左欄に掲げる全収入金額（年収）の区分に応じた同表の右欄に掲げる控除額）を控除した金額

(2) 認定所得金額 所得金額から規則様式第2号による家計等調書により別表2における区分及び特別の事情に応じた同表の特別控除額を控除した金額

(3) 認定所得金額が、収入基準額を超える場合で、その超える金額が収入基準額の10パーセント以内の場合、人物及び学力ともに優れていると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、規則第3条第1項第3号の規定によらず、特例として申請することができる。この場合、家計等調書の所見欄にその旨を記入しなければならない。

ア 主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であつて、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女

イ 長期に療養を要する人のいる世帯に属する者

ウ 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。）

エ 中国帰国孤児の子女

オ 障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのある者又は障害があるために支出を必要とする者のいる世帯に属する者

(4) 緊急採用希望者にあつては、次の各号のいずれかの場合に該当し、当該理由が発生したときから1年以内である者

ア 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合若しくは再就職したが収入が著しく減少している場合

イ 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合

ウ 主たる家計支持者が破産手続開始の決定を受けた場合

エ 病気、事故、会社が倒産又は経営不振その他家計急変の理由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合

オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法又は天災融資法等の適用を受ける著しい被害若しくはこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、教育資金貸与申請者の属

する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合

- 3 規則第3条第1項第4号にあっては、次の基準及び方法により確認する。
  - (1) 「態度及び行動が生徒にふさわしい者」とは、校内及び校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等）がないと認められる者をいう。
  - (2) 「良識ある社会人」とは、社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、教育資金の返還についても十分な責任感があると認められる者をいう。
  - (3) 校長は前2号の基準について、校長、学年主任、担任等による所見、その他学校における諸記録、生徒指導要録等を参照して次の5段階で評価する。
    - ア 教育奨学生として特に優れている。
    - イ 教育奨学生として優れている。
    - ウ 教育奨学生として適している。
    - エ 教育奨学生として努力がいる。
    - オ 教育奨学生としてかなり努力がいる。
- 4 規則第3条第1項第6号に規定する学習成績の評定は、次の各号の区分に応じ、確認する。ただし、単位制による課程については、学年を年次と読み替える。
  - (1) 予約採用希望者 中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が原則3.5以上であり、かつ、高等学校等へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
  - (2) 在学採用希望者の第1学年に在学する者 申請時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則3.0以上であること。ただし、高等学校等における学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が原則3.5以上であること。なお、高等学校の専攻科においては、中学校を高等学校等に読み替え、原則3.0以上であることとする。
  - (3) 在学採用希望者の第2学年以上に在学する者 申請時に在学する学年を含む2年（2年未満の場合は、申請時まで）の高等学校等における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則3.0以上であること。
  - (4) 前3号のいずれかの規定に該当しない者であっても、特に人物が優れ、かつ、教育資金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められるものであり、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、特例として申請することができる。この場合、家計等調書の所見欄にその旨を記入しなければならない。
    - ア 主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であつて、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女
    - イ 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。）
    - ウ 中国帰国孤児の子女

エ 申請時を含む1年以内において火災、風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた者の子女。ただし、被害が特に著しい場合に限り、申請時を含む2年以内を対象とすることができる。

オ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者

カ 障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのあるもの

キ 高等学校等の第1学年に在学する者で、高等学校等の入学者選抜検査等の選考順位が、当該入学者全員の上位1/2以内であると認めるもの（在学採用希望者に限る。）

(5) 緊急採用希望者にあつては、高等学校等における勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認める者

5 規則第7条に規定する継続採用希望者については、別に定める方法により確認するものとする。

(貸与の開始等)

第6条 予約採用希望者、在学採用希望者及び継続採用希望者については、別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の4月分から貸与するものとし、それ以外（緊急採用希望者を除く。）の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。

2 緊急採用希望者の申請に対しては、家計急変の理由が生じた月以降で希望する月分から貸与するものとする。この場合、当該年度内を限度として遡ることができるものとする。

(教育資金の振込期日)

第7条 教育資金は、規則第5条第3項及び第4項に規定する月の末日までに口座振替の方法により貸与するものとする。

(在学確認)

第8条 校長は、教育奨学生について退学等の異動が生じた場合は、様式第1号に当該届出に関する書類を添え、速やかに学校教育課に報告するものとする。

(通学による区分)

第9条 規則第5条第1項表に定める通学に関する定義は、次のとおりとする。

(1) 「自宅通学」とは、教育資金貸与申請者が、その者の主たる家計支持者と同居しているとき又はこれに準ずると認めるときをいう。

(2) 「自宅外通学」とは、前号以外の場合をいう。

(返還)

第10条 規則第13条第1項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、末日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。

(1) 月 賦の場合 各月の27日

(2) 半年賦の場合 1月及び7月の27日

(3) 年 賦の場合 1月の27日

2 規則第13条第2項に規定する知事が別に定める額は、別表3の左欄に掲げる貸与を受けた金額の範囲に応じ、貸与を受けた金額を右欄に掲げる割賦金の年額で除して得た年数以内（小数点以下切捨て）に返還できる額とする。

3 第1項各号に規定する場合に応じ、第2項により算出した1回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を1回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。

(返還の猶予)

第11条 規則第14条第1項第2号に規定するその他やむを得ない理由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法による生活保護を受けている者
- (2) 規則第14条第1項第1号以外の各種学校、放送大学の選科又は科目履修生
- (3) 規則第14条第1項第1号及び前号における学校（以下「学校」という。）の聴講生又は研究生若しくは研究に従事している者
- (4) 外国にあって国内における学校と同程度の学校に在学し又は研究に従事する者
- (5) 学校に入学又は受験の準備中である者
- (6) 失業中である者
- (7) 給与所得者の場合は年間収入金額が250万円以下の者、給与所得者でない場合は1年間の総収入額から必要な経費を控除した金額（年間所得金額）が150万円以下の者
- (8) その他真にやむを得ない理由があつて返還が困難であると認められる者

(返還債務の免除申請)

第12条 規則第15条第1項の心身の著しい障害により労働能力を喪失したと認められる基準は、別表4の第1級に掲げる程度のことをいう。

2 規則第15条第2項の心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有することとなつたと認められる基準は、別表4の第2級に掲げる程度のことをいう。

3 規則第15条第3項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本又は公的な証明書
- (2) 心身の著しい障害によるときは、様式第6号によるその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

4 本人が死亡したときは、相続人、法定代理人又は連帯保証人が申請することができる。

5 同一要件において、再度教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。

6 貸与を受ける以前に、別表4に掲げる程度にある者は、同一要件において、教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、教育資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 奨学金の貸与

(申請の手続)

第14条 奨学金の貸与を受けようとする者（規則第8条第1項の規定により内定を受けた者を含む。

以下「奨学金貸与申請者」という。）は、規則第6条及びこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。

2 校長は、提出された書類を確認し、様式第1号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。  
ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。

3 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、学校教育課に直接提出する。

(必要書類)

第15条 規則第6条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則第3条第1項第1号に規定する者の住民票

(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書

(3) 規則第4条第1項第3号の各号に規定する者は、前年度又は当該年度において貸与の要件とするところの事実を確認できる書類

ア 生活保護の決定通知の写し又は福祉事務所長若しくは健康福祉センター所長が発行する生活保護を受けたことの証明書

イ 市町村長が発行する所得(課税)証明書(ただし、障害者、老年者、寡婦(夫)等の本人該当事項及び社会保険料等の所得控除の内訳が記載されたものに限る。)

ウ 市町村長が発行する市町村民税の減免を通知する書類の写し及び所得の状況が確認できる証明書

エ 勤労収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の源泉徴収票の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

オ 事業収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

カ エ又はオの収入を証明する書類が、家計急変等の正当な理由で提出することができない場合は、様式第2号による給与証明書、その提出も困難な場合は様式第3号による収入申告書又はその他収入状況等の事実を確認できる書類

キ その他該当することを証する書類

(4) 貸与の要件として、規則第4条第1項第3号エに該当する者で、同規則第6条第1項第1号に定める家計調書(規則様式2号の2)中2から5の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容及び金額が確認できる書類の写し

2 奨学金貸与申請者は、様式第5号により口座振込依頼書(委任状)を提出する。

(貸与要件の確認)

第16条 校長は、奨学金貸与申請者の貸与要件について適正に確認しなければならない。

(貸与の開始等)

第17条 予約採用希望者及び在学採用希望者の申請については別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の4月分から貸与するものとし、それ以外の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。

(返還)

第18条 規則第13条第1項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、未

日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日とする。

- (1) 月 賦の場合 各月の27日
- (2) 半年賦の場合 1月及び7月の27日
- (3) 年 賦の場合 1月の27日

2 前項により算出した1回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を1回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。

(準用規定)

第19条 この場合において、第7条、第12条及び第13条に「教育資金」とあるのは、「奨学金」と、第9条に「教育資金貸与申請者」とあるのは、「奨学金貸与申請者」と読み替えるものとする。第7条から第9条まで、第11条から第13条までの規定は、奨学金に、これを準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この実施要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において高等学校等に在学していた者（これに準ずる者として別に定める者を含む。）については、この要綱の規定は適用しない。

(静岡県高等学校等奨学金貸与実施要綱の廃止)

- 3 静岡県高等学校等奨学金貸与実施要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行日前に旧要綱の規定により貸与の決定を受けた静岡県高等学校等奨学金については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の施行の際現に学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に在学している者（これに準ずる者として別に定める者を含む。）に対する旧要綱の規定による静岡県高等学校等奨学金については、なお従前の例による。
- 6 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧要綱の規定による静岡県高等学校等奨学金の貸与については、旧要綱第6条中「規則第3条第2項」とあるのは、「静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則第5条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる旧要綱の規定による静岡県高等学校等奨学金の貸与については、旧要綱第7条を削り、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。
- 8 前項の規定は、平成17年度貸与分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、制定の日から適用する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

す。

- 3 この改正の適用の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表1（第5条関係）勤労収入の場合における控除額

全収入額（年収）	必要経費（控除額）
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超える878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

- 備考 1 収入金額が329万円以下の控除額は、収入金額と同額とする。  
 2 万円未満は、四捨五入とする。（別に定める「給与所得金額早見表」参照）

別表2（第5条関係）特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		高等専門学校	国公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国公立	59	102
			私立	101	144
		専修 学校	高等課程	国公立	17
	私立			37	46
	専門課程		国公立	22	62
			私立	72	112
(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 86万円				
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする)				
(6) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
B 本と 人す をる 対控 象除	教育資金貸与申請者本人が高等学校等に在学している場合 (ただし、予約採用希望者の場合は一律28万円)		自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		専修学校高等課程	国公立	17	27
私立	37		46		

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、教育資金申請者本人分は含めない。  
 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表3（第10条関係）返還年数算出表

貸与を受けた金額の範囲	割賦金の年額
200,000円以下	30,000円
201,000円以上 400,000円以下	40,000円
401,000円以上 500,000円以下	50,000円
501,000円以上 600,000円以下	60,000円
601,000円以上 700,000円以下	70,000円
701,000円以上 900,000円以下	80,000円
901,000円以上1,100,000円以下	90,000円
1,101,000円以上1,300,000円以下	100,000円
1,301,000円以上1,500,000円以下	110,000円

別表4（第12条関係）

心身の障害の程度	番号	心身の障害の状態
第1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
	備考	